令和2年度 第1回 教科用図書調査委員会

日時:令和2年5月29日(金)15:25~16:30

場所:金沢市教育プラザ富樫 121 研修室、123 研修室、131 研修室

(事務局)

委員の皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症への対策として、「三つの密」を避けるために、4つの 研修室に分かれて、可能な限り効率的に短時間での開催にしたいと思っております。ご不便な こともあると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

ただ今より、令和2年度第1回教科用図書調査委員会を開催いたします。

それでは、表紙を1枚お開きください。本日の次第です。これに従って、進めさせていただきます。

まず、委員の委嘱についてです。委員の皆様には、大変失礼ではありますが、机上に辞令を 置かせていただきました。これをもちまして、委嘱と代えさせていただきますので、ご了承願 いたいと思います。

次に教科書採択に関わる情報公開に関することですが、審議中は全て、非公開となっております。なお、採択決定後は、調査委員の氏名、採択結果やその理由、調査研究に当たっての資料等を公開することになります。

また、本日お手元に配付した冊子ですが、今後の調査研究にかかわるものですので持ち帰っていただきますが、「取扱注意」でお願いします。

なお、この冊子は、第2回調査委員会が終了しましたら回収させていただくことになります ので、ご了承願います。

はじめに、この調査委員会を始めるにあたって、調査委員会の役割についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。「金沢市立義務教育賭学校教科用図書採択取扱要網」は、本市における教科用図書の採択にかかる手続きを明確にするために設けられたものです。本市の令和3年度使用の中学校用教科書及び中学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択については、この要綱に基づいて、行われます。

要綱の第3条には、採択が公正かつ適正に行われるよう金沢市立義務教育諸学校教科用図書 選定委員会を置くこととなっており、昨日、この選定委員会が開かれたところです。

そして、第4条にありますように、教科用図書の採択にあたっては、教育委員会が、選定委員会の意見を聴いて採択することとなります。

その際、第6条にありますように、「選定委員会は教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する」

こととなります。先生方には、選定委員会が教育委員会に答申するための資料となる調査研究報告書を作成していただきます。この報告書は採択に関する最も重要な資料の一つとなります。 そのため、2ページの第8条にありますように、本日、調査委員会が置かれ、皆様を調査委員として、委嘱させていただきました。

では、はじめに教科用図書採択制度及び今回の採択事務について説明いたします。

お手元の冊子3ページをご覧ください。これは、採択の権限と方法について、文部科学省から示されている説明文です。これを、わかりやすく示したものが、4ページ「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」です。主な根拠法令についても、併せてご覧ください。

続いて、5ページをご覧ください。市町教育委員会は、石川県教育委員会から指導・助言・援助を受けて、県内に設けられた採択地区で採択事務を行います。

では、本市の採択事務について、確認していきたいと思います。6ページに示しました「金沢市教育委員会の採択の仕組み」をご覧ください。これは、先ほどの説明にもありましたが、「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」を踏まえ、その仕組みを図に表したものです。番号順に説明いたします。「(1) 諮問」について、金沢市教育委員会は金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択に係る意見を答申するよう「諮問」いたします。「(2) 依頼」について、諮問を受けた選定委員会は教科用図書調査委員会と各学校に設置される教科用図書研究委員会の、2つの調査研究委員会にその調査研究を「依頼」いたします。「(3) 報告」について、調査委員会及び研究委員会は、調査研究を「依頼」いたします。「(4) 答申」について、選定委員会は、2つの調査研究委員会の意見を踏まえるとともに、教科書展示会での市民の意見を参考として審議し、金沢市教育委員会に対し「答申」を行います。「(5) 採択」について、金沢市教育委員会は、答申をもとに審議し、教科用図書の「採択」を行います。このような仕組みで採択が行われます。

なお、教科書展示会につきましては、冊子の7ページ・8ページに掲載してあります。本市では、広く市民の皆様の意見を聞くため、金沢市教育プラザ富樫において、6月12日(金)から25日(木)までの14日間、「教科書展示会」を行います。また、各学校では、6月10日(水)から25日(木)まで移動展示を行い、調査研究を進めていただきます。

以上が、本市の採択の仕組みについてです。

続きまして、調査委員会の調査研究項目について、説明いたします。

9ページをご覧ください。「特別の教科 道徳」を除く、中学校用教科書について、説明いたします。本市の採択については、県の指導・助言・援助のもとに行うこととなっており、ここに示された県の採択方針を踏まえて、市の方針や調査研究項目を決めております。 10ページは、本市教育委員会における採択方針です。 1~3の項目につきましては、石川県教育委員会の採択方針と同様となっております。また、4の項目につきましては、「金沢市や生徒の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること」といたしました。

これは、本市の施策や全国学力・学習状況調査等の結果から見える本市の生徒の実情が反映されるよう「金沢市や生徒の実情に即し」という文言を加えさせていただくとともに、新学習指導要領においても、「問題を見出して解決策を考えたりする過程を重視した学習の充実を図ること」と明記されていること等から、金沢市独自の採択方針として設定した項目であります。

また、9ページの石川県教育委員会の採択方針には、7つの留意点が示されております。これらを踏まえて、教科用図書調査委員会と各学校における教科用図書研究委員会の調査研究項目を設定しました。

資料の11ページをご覧ください。

選定委員会では、採択方針に基づき、調査委員会及び各学校に設置される研究委員会が行う 「調査研究項目」を設定しました。調査委員会においては、上段に示しました9項目について、 調査研究していただきます。

8、9の項目は、金沢市独自で設定した項目であり、「金沢市や生徒の実情」や「金沢ベーシックカリキュラム」等との関連が図られていることや、「金沢型学習スタイル」に基づいた学習が展開できるような構成や工夫が図られていることが調査研究項目となっております。

12、13ページをご覧ください。調査研究の9項目について、綿密な調査研究を行うため、それぞれの項目について具体的な観点例をお示ししました。

また、14ページから31ページをご覧下さい。これは「各教科の調査研究項目」になります。各種目において新学習指導要領の趣旨に沿った内容を項目に設定しております。また、新学習指導要領の全ての領域、分野から調査研究していただくために観点例もお示ししました。この項目と観点例を基に、各教科の専門性を生かして、より詳しく調査していただきます。

続けて、32ページから35ページをご覧ください。32ページについては本調査委員会の 共通の報告書 (A-1)、33ページについては「各教科の調査研究項目」を示す報告書 (A-2) を載せさせていただきました。

調査委員会では、「教科書の特徴・特記すべき事項」を発行者ごとにまとめる様式になります。 それぞれの教科書の優れている点について、根拠や理由等を示しながら調査研究していただき ます。表現の仕方などの詳細については、後程、各担当指導主事から34、35ページの記入 例を基に説明いたします。

皆さんが作成された報告書は、選定委員会で審議される際の資料となります。また、選定委員会では、各種目の代表者が調査研究報告書の内容を具体的に説明することとなりますので、教科書のどの部分から判断できるのか、具体的に例を示して説明することとなりますので、綿密な調査をお願いいたします。

ここまでの説明で、ご意見・ご質問等はありませんか。

(なし)

続きまして、47ページをご覧ください。

「教科書採択に関する公正確保について」は、各学校においても周知・徹底がなされていることと思います。47ページは、通知文を一部抜粋した資料です。

48ページは、通知文を受けた「採択事務についての注意事項」となります。読み上げて確

認いたします。1 教科書発行者と不適切な接触をもたないこと。見本本については、受け取らないで返却をお願いします。2 調査委員会委員であることは、公正確保のためマル秘扱いとしているので口外しないこと。3 調査研究は自宅で行い、教科書、報告書用紙を学校へ持ち込まないこと。4 車の中に教科書、報告書用紙を放置しないこと。5 教科書、報告書用紙は袋などに入れて運ぶこと。6 調査委員で教科書をやりとりする場合には直接手渡しすること。7 本日は、子どもに関わる緊急の要件以外では学校へ戻らず、自宅に帰ること。

調査委員の皆様には、事前に提出いただいた誓約書及び通知文の内容を遵守するとともに、 ただいま確認いたしました採択事務の注意事項に留意しながら、調査研究を進めていただくよ うお願いいたします。

49ページ以降は、後ほど打合せの際に担当指導主事より説明いたします。以上で、私からの説明を終わります。

それでは、この後、委員の皆様方で打合せを行っていただきます。次第の4の内容に基づいて、打合せを行ってください。調査研究の具体的な進め方については、打合せの際、各担当指導主事から説明させていただきます。

(教科ごとに説明、打ち合わせ)

皆様、お疲れ様です。打ち合わせを終了いたします。

以上で、令和2年度第1回教科用図書調査委員会を閉会します。次回は、6月25日(木) 又は6月26日(金)9時からとなります。持ち物等、確認されてお集まりください。皆様お 気をつけてお帰りください。 令和2年度 第1回 教科用図書調査委員会

日時: 令和2年5月29日(金) 15:25~16:30 場所:金沢市教育プラザ富樫 212 研修室

(事務局)

委員の皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症への対策として、「三つの密」を避けるために、4つの 研修室に分かれて、可能な限り効率的に短時間での開催にしたいと思っております。ご不便な こともあると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

ただ今より、令和2年度第1回教科用図書調査委員会を開催いたします。

それでは、表紙を1枚お開きください。本日の次第です。これに従って、進めさせていただ きます。

まず、委員の委嘱についてです。委員の皆様には、大変失礼ではありますが、机上に辞令を 置かせていただきました。これをもちまして、委嘱と代えさせていただきますので、ご了承顧 いたいと思います。

次に教科書採択に関わる情報公開に関することですが、審議中は全て、非公開となっており ます。なお、採択決定後は、調査委員の氏名、採択結果やその理由、調査研究に当たっての資 料等を公開することになります。

また、本日お手元に配付した冊子ですが、今後の調査研究にかかわるものですので持ち帰っ ていただきますが、「取扱注意」でお願いします。

なお、この冊子は、第2回調査委員会が終了しましたら回収させていただくことになります ので、ご了承願います。

はじめに、この調査委員会を始めるにあたって、調査委員会の役割についてご説明いたしま す。

1ページをご覧ください。「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要網」は、本市にお ける教科用図書の採択にかかる手続きを明確にするために設けられたものです。本市の令和3 年度使用の中学校用教科書及び中学校「特別の教科 道徳」の教科書の採択については、この 要綱に基づいて、行われます。

要綱の第3条には、採択が公正かつ適正に行われるよう金沢市立義務教育諸学校教科用図書 選定委員会を置くこととなっており、昨日、この選定委員会が開かれたところです。

そして、第4条にありますように、教科用図書の採択にあたっては、教育委員会が、選定委 員会の意見を聴いて採択することとなります。

その際、第6条にありますように、「選定委員会は教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び 研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する」

こととなります。先生方には、選定委員会が教育委員会に答申するための資料となる調査研究報告書を作成していただきます。この報告書は採択に関する最も重要な資料の一つとなります。 そのため、2ページの第8条にありますように、本日、調査委員会が置かれ、皆様を調査委員として、委嘱させていただきました。

では、はじめに教科用図書採択制度及び今回の採択事務について説明いたします。

お手元の冊子3ページをご覧ください。これは、採択の権限と方法について、文部科学省から示されている説明文です。これを、わかりやすく示したものが、4ページ「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」です。主な根拠法令についても、併せてご覧ください。

続いて、5ページをご覧ください。市町教育委員会は、石川県教育委員会から指導・助言・ 援助を受けて、県内に設けられた採択地区で採択事務を行います。

では、本市の採択事務について、確認していきたいと思います。6ページに示しました「金沢市教育委員会の採択の仕組み」をご覧ください。これは、先ほどの説明にもありましたが、「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要網」を踏まえ、その仕組みを図に表したものです。番号順に説明いたします。「(1) 諮問」について、金沢市教育委員会は金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択に係る意見を答申するよう「諮問」いたします。「(2) 依頼」について、諮問を受けた選定委員会は教科用図書調査委員会と各学校に設置される教科用図書研究委員会の、2つの調査研究委員会にその調査研究を「依頼」いたします。「(3) 報告」について、調査委員会は、調査研究を行い、選定委員会に対し研究結果等を「報告」いたします。「(4) 答申」について、選定委員会は、2つの調査研究委員会の意見を踏まえるとともに、教科書展示会での市民の意見を参考として審議し、金沢市教育委員会に対し「答申」を行います。「(5) 採択」について、金沢市教育委員会は、答申をもとに審議し、教科用図書の「採択」を行います。このような仕組みで採択が行われます。

なお、教科書展示会につきましては、冊子の7ページ・8ページに掲載してあります。本市では、広く市民の皆様の意見を聞くため、金沢市教育プラザ富樫において、6月12日(金)から25日(木)までの14日間、「教科書展示会」を行います。また、各学校では、6月10日(水)から25日(木)まで移動展示を行い、調査研究を進めていただきます。

以上が、本市の採択の仕組みについてです。

続きまして、調査委員会の調査研究項目について、説明いたします。

中学校「特別の教科 道徳」の調査研究項目について、説明いたします。

資料の36ページをご覧ください。こちらは、石川県教育委員会の「特別の教科 道徳」の 採択方針でございます。留意事項が7点示されています。これを踏まえて、金沢市の採択方針 を設定いたしました。

続いて、37ページをご覧ください。4以外の項目につきましては、石川県教育委員会の採 択方針と同様となっております。

4の項目につきましては、「金沢市や生徒の実情に即し」という文言を加えさせていただきま した。 これは、本市の施策や全国学力・学習状況調査等の結果から見える本市の生徒の実情が反映されるよう「金沢市や生徒の実情に即し」という文言を加え、金沢市独自の採択方針として設定した項目であります。

38ページをご覧ください。

選定委員会では、採択方針に基づき、調査委員会及び各学校に設置される研究委員会が行う 「調査研究項目」を設定しました。調査委員会においては、上段に示しました7項目について、 調査研究していただきます。

39、40ページをご覧ください。調査研究の7項目について、綿密な調査研究を行うため、それぞれの項目について具体的な観点例をお示ししました。

また、42ページをご覧下さい。これは、「各教科(特別の教科 道徳)の調査研究項目」です。金沢市や生徒の実情を踏まえるとともに、新学習指導要領の趣旨に沿った内容を項目として設定しています。また、新学習指導要領の全ての領域、分野から調査研究していただくために観点例もお示ししました。この項目と観点例を基に、より詳しく調査していただきます。

続けて、43ページには、「特別の教科 道徳」における調査委員会の報告書(A-1)を、44ページには、「各教科 (特別の教科 道徳)の調査研究項目」を示した報告書 (A-2)を、を載せさせていただきました。

調査委員会では、「教科書の特徴・特記すべき事項」を発行者ごとにまとめる様式になります。 それぞれの教科書の優れている点について、根拠や理由等を示しながら調査研究していただき ます。表現の仕方などの詳細については、後程、私から45,46ページの記入例を基に説明 いたします。

皆さんが作成された報告書は、選定委員会で審議される際の資料となります。また、選定委員会では、各種目の代表者が調査研究報告書の内容を具体的に説明することとなりますので、 教科書のどの部分から判断できるのか、具体的に例を示して説明することとなりますので、綿密な調査をお願いいたします。

ここまでの説明で、ご意見・ご質問等はありませんか。

(なし)

続きまして、47ページをご覧ください。

「教科書採択に関する公正確保について」は、各学校においても周知・徹底がなされていることと思います。47ページは、通知文を一部抜粋した資料です。

48ページは、通知文を受けた「採択事務についての注意事項」となります。読み上げて確認いたします。1 教科書発行者と不適切な接触をもたないこと。見本本については、受け取らないで返却をお願いします。2 調査委員会委員であることは、公正確保のためマル秘扱いとしているので口外しないこと。3 調査研究は自宅で行い、教科書、報告書用紙を学校へ持ち込まないこと。4 車の中に教科書、報告書用紙を放置しないこと。5 教科書、報告書用

紙は袋などに入れて運ぶこと。6 調査委員で教科書をやりとりする場合には直接手渡しする こと。7 本日は、子どもに関わる緊急の要件以外では学校へ戻らず、自宅に帰ること。

調査委員の皆様には、事前に提出いただいた誓約書及び通知文の内容を遵守するとともに、 ただいま確認いたしました採択事務の注意事項に留意しながら、調査研究を進めていただくよ うお願いいたします。

それでは、この後、委員の皆様方で打合せを行っていただきます。次第の4の内容に基づいて、打合せを行ってください。

(打ち合わせ)

皆様、お疲れ様です。打ち合わせを終了いたします。

以上で、令和2年度第1回教科用図書調査委員会を閉会します。次回は、6月26日(金) 9時からとなります。持ち物等、確認されてお集まりください。皆様お気をつけてお帰りくだ さい。